

学校感染症についての連絡

大阪府より以下の指示がありました。

新型コロナウイルスのほか、季節性インフルエンザについても、医療の逼迫を回避するため、療養開始又は療養期間終了後に学校に登校、出勤するに当たり、医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めることのないよう留意ください。

上記の理由により以下の通り変更します。

。

学校感染症にかかった場合

- ① 文書による証明書はいりません。
- ② 学校への連絡で出席停止とします。